

令和6年度吉田町障害者就労施設等からの物品等の調達に関する基本方針

1 趣旨

この基本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、吉田町が可能な限り障害者就労施設等からの物品等の調達を図るための方針を定めるものである。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

町において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型、B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 障害者を多数雇用している企業等

ア 障害者雇用促進法の特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

※ 重度障害者多数雇用事業所の要件

・ 障害者の雇用数が5人以上

・ 障害者の割合が従業員の20%以上

・ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等

町が施設等から重点的に調達を推進すべき物品等については、以下のとおりとする。

(1) 物品

- ・ 事務用品、書籍
- ・ 食糧品、飲料

- ・ 小物雑貨

(2) 役務

- ・ 印刷
- ・ クリーニング
- ・ 清掃、施設管理
- ・ 情報処理、テープ起こし
- ・ 文書封入及び封筒刻印作業
- ・ 資源回収

5 調達目標

令和6年度における調達目標額 1,000千円

6 その他物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等が供給可能な物品等について、施設等からの情報をもとに庁内各部署に情報提供するものとする。

7 調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等

町は、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、町ホームページ等で公表する。